

電子保証の導入について

「電子保証」とは、前払(中間前払)金保証及び契約保証における保証証書を電子化することを言います。

つきましては、契約事務のDX化を目的として当町の建設工事等約款の改定を行い、電子保証での対応を可能としましたので、下記の通りお取り扱いいただきますようお願いいたします。

記

1、概要

前払い金・中間前払金・契約保証金における保証証書の提出(寄託)については、電子保証システム上で取り扱うことを可とします。

※ これまで通り紙媒体でご提出いただくことは可能なため、紙保証と電子保証を受注者様が選択できる形となります。

2、電子保証システムの取扱機関

- ・東日本建設業保証㈱
- ・西日本建設業保証㈱
- ・北海道建設業保証㈱

※ 発注者・受注者ともにシステム使用料は無料です。

※ その他金融機関や保険会社では、現在のところ電子保証の取扱いはありません。

3、対象となる業務

建設工事及び建設工事に係る設計等委託業務

※ 詳細は、ホームページに掲載されている杉戸町建設工事等前金払取扱要綱をご確認ください。

4、運用方法

保証決定後、保証機関から受注者様宛てに「保証契約番号」と「認証キーが」記された文書が発行されます。その文書を発注課のメールアドレス宛にデータ送付してください。

5、施行日

令和6年3月1日から施行します。

システムの詳細については、上記取扱機関へお問合せください。